

2 教高第58号  
2 教特第30号  
令和2年(2020年)4月10日

県立学校長 様

教育次長

新型コロナウイルス感染症の感染防止のための  
在宅勤務の実施等について(通知)

このことについて、新型コロナウイルス感染者が増大している状況に鑑み、児童生徒や教職員への感染を防止するとともに、感染した場合に重症化しやすい教職員を同感染症から守るため、県立学校において在宅勤務を実施します。

については、別紙のとおり実施要領を定め、本日から適用しますので、対象教職員に周知いたたくとともに、適切に実施されるよう御配意願います。

なお、本年4月8日の第4回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議において、「長野県の現状を踏まえた対応について」が示されたところですので、長野県職員としての自覚を持ち、下記事項に留意するよう教職員に御周知願います。

記

- 1 緊急事態措置を実施すべきとされた都府県への往来は、基本的には行わないこと。業務等をやむを得ず往来が必要な場合は、人との接触機会を最大限減らし、滞在時間もできるだけ少なくするなど、最大限の感染防止策を講じること。
- 2 臨時休業期間中は県内の感染拡大防止のために重要な期間であるため、人混みを避け、意識して人との接触機会を減らすなど、感染防止に最大限留意すること。

高校教育課 (課長)井村 敏明 (担当)服部 靖之、西澤 健介 電 話 026-235-7429 (直通) F A X 026-235-7488 E-mail koko@pref.nagano.lg.jp	特別支援教育課 (課長)坪井 俊文(担当)浦野 憲一郎、二木 朝子 電 話 026-235-7456 (直通) F A X 026-235-7459 E-mail tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp
--	---